

# 印西市環境審議会

印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び  
災害の発生の防止に関する条例の改正について

平成 28 年 3 月

印 西 市

環境保全課

# 目 次

- 1 残土について
- 2 残土条例について（概要）
- 3 土砂について（定義）
- 4 産業廃棄物について（定義）
- 5 改良土（再生砂）について
- 6 建設リサイクル法について
- 7 グリーン購入法について
- 8 他市の動向について
- 9 県条例適用除外について
- 10 市内における改良土現場、今後予定されている現場について
- 11 パブリックコメントについて

## 1 残土について

残土とは

建設工事から排出される土砂を指し、建設発生土（いわゆる残土）という。

残土のうち、土質の区分としては、その性状やコーン指数により、次のとおりとなっている。

区分	性状	用途	コーン指数 (k N/m <sup>2</sup> )
第1種 建設発生土	砂、礫及びこれらに準ずるもの	通常の施工ができる土砂	
第2種 建設発生土	砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	同上	800以上
第3種 建設発生土	通常の施工性が確保できる粘性土及びこれらに準ずるもの	同上	400以上
第4種 建設発生土	粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く)	水面埋め立て	200以上
泥土	浚渫土、建設汚泥		200未満

## 2 残土条例について（概要）

千葉県内において、平成9年以前は、残土を使用して埋め立てや盛土を行う場合は、他法令（農地法等）による許可制度はあったが、土砂自体に対する規制や埋め立て構造等の基準はなかった。

そこで、千葉県では、平成10年に全国で初めて、埋め立て等に使用する土砂及び構造についての規制を盛り込んだ残土条例を施行した。

併せて、印西市も同様の条例を施行した。

	千葉県	印西市
名称	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
施行日	平成10年1月1日	平成10年4月1日
主旨	有害物質を含んだ土砂等の埋立て等から発生する土壌汚染の防止 土砂等の不適正な埋め立て・盛土・一時堆積から発生する災害の防止	同左
事業名	特定事業	小規模特定事業
面積	3,000㎡以上	500～3,000㎡未満
期間	最大3年	最大1年
隣接地権者の同意	不要 ※説明のみ	必要
地域住民の同意	不要 ※説明のみ	特定事業区域から50m以内に居住する住民の同意
適用除外	国、地方公共団体 (独) 都市再生機構 (独) 森林総合研究所 (独) 水資源機構 東日本高速道路(株) 首都高速道路(株) 中日本高速道路(株) 西日本高速道路(株) 日本下水道事業団 (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	同左

	成田国際空港（株） （独）空港周辺整備機構 （独）労働者健康福祉機構 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 （独）中小企業基盤整備機構 住宅供給公社 道路公社	土地開発公社 土地改良区 土地区画整理組合 地方公共団体が 1/2 以上出資した団体で同様の能力を持つ者
--	---	---

### 3 土砂について（定義）

残土条例上の土砂の定義は、自然土及び自然土が混合したものを指す。山砂、川砂、購入土であっても土砂となる。

廃棄物等から人工的に製造された改良土（再生砂）は、自然土ではないことから、残土条例の対象外となる。

また、砂利（砕石）は、土砂には含まれない。

### 4 産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められているのは 20 種類

種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ…

泥土のうち、水分を多く含む建設汚泥は、産業廃棄物扱いとなる。

例えば、主にシールド工法（モグラ工法）から発生する泥土  
 地下鉄工事、トンネル工事、下水道工事

## 5 改良土（再生砂）について

### ①産業廃棄物中間処理施設で処理された改良土（再生砂）

泥土等の産業廃棄物を中間処理施設において、その性状等を人工的、化学的に改良したもの。

製品化されたものは、資材として、道路等の下層路盤材や管渠等の埋め戻し材、河川の築堤材として再使用されている。

改良土は、中間処理業者によって、その成分（構成）が異なり、泥土から水分を調整後、様々な添加物を加えたり、粒子を調整し、石灰やセメントを混合し粘性や水分を調整し、性状を「土砂風」に作り変えている。

#### 【参考】改良土とは

主に産業廃棄物中間処理施設会社が製造している改良土。

改良土の原料 ①汚泥（無機性）

例 シールド工法から出た泥土

②燃えがら（湿灰）

③ばいじん（湿灰）

例 火力発電所から出る石炭灰

古紙再生過程から出るペーパースラッジ

④ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず

これらを混合調整されて製造されたもの。

原料は産業廃棄物であっても、中間処理施設で再生された製品は、産業廃棄物ではなく、資材となる。

### ②再資源化施設で処理された改良土

再資源化施設とは、リサイクル法で示される概念であり、「建設工事に係る再生資源を行う施設をいう」と示されており、また、「建設副産物適正処理推進要綱」の解説では、建設発生土の土質改良プラントに加え、建設廃棄物である建設汚泥の改良、廃木材のチップ化、コンクリートの再生砕石化、建設混合廃棄物の破碎・選別を行う施設などを例示しています。

土木建設工事等で発生する掘削した土砂は、そのままでは埋め戻しても十分な締め固めができない土砂があり、土砂の水分調整後、固化材（セメント、生石灰等）を混合し改良土を作る。（原料は土砂）

## 6 建設リサイクル法について

国では、建設副産物（建設工事から発生する土砂やアスファルトガラやコンクリートガラ等）の増大、天然資源の埋蔵量が有限であること、また産業廃棄物最終処分場の容量が逼迫していること等から、平成12年5月に建設リサイクル法が制定、平成14年5月30日から完全施行され、リサイクルを進めている。

## 7 グリーン購入法について

国では、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、広く情報提供を図るため、平成13年4月1日から「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（いわゆる「グリーン購入法」）」を施行した。

この法律では、環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定している。

国では、限りある天然資源の保護と併せ、環境物品等を率先して導入することとなっている。

また、地方公共団体においても、努力義務として、毎年度環境物品等の調達方針を定め、その調達を推進することとなっている。

一般事業者や国民は、できる限り環境物品等を選択することも謳われている。

## 8 他市の動向について

### ・近隣市の状況

市名	許可の基準	制限（使用できない）
四街道市	特定事業が改良土（土砂等であって、セメント又は石灰を混合し化学的安定処理をしたものをいう。）を使用するものでないこと。	再資源化施設 × 廃棄物中間処理施設 ○
銚子市	特定事業が改良土（土砂等又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的安定処理をしたものをいう。）を使用するものでないこと。	再資源化施設 × 廃棄物中間処理施設 ×
鹿嶋市	改良土 土（泥土を含む。）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理を行い土質改良したものをいう。  事業に用いる土砂等の性質が、改良土を除く建設業に属する事業を行う者の再資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。	再資源化施設 × 廃棄物中間処理施設 ×
阿見町	改良土 土（汚泥を含む。）にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理を行い土質改良したものをいう。  何人も規則で定める安全基準事業に適合しない土砂等又は改良土を使用して、事業を行い、又は行わせてはならない。	再資源化施設 × 廃棄物中間処理施設 ×

※改良材については、セメントや石灰だけではなく、近年、石膏による改良された改良土が製品化されている。

## 9 県条例適用除外について

市町村がその地域の実情に応じて、独自の施策を行おうとする場合は、県はこれを尊重し、市町村長からの申し出により、県条例適用から除外されます。

除外日以降、県条例は適用されず、市町村条例により対応することになります。除外の際、現に県条例の許可を受けて行われている特定事業に限っては、引き続き、県条例の規定を受けます。

### 適用除外市町村一覧 17市町

千葉市、船橋市、芝山町、佐倉市、成田市、神崎町、八街市、銚子市、東金市、山武市、柏市、四街道市、木更津市、勝浦市、富津市、君津市、鋸南町※H27.10.1 施行

- ・ 県条例の適用除外を受け、市独自の残土条例を施行した場合、

#### メリット

- ・ 市独自の条例により規制を強化することで、独自の許可、監視が可能
- ・ 地元住民の意向を反映した条例や規則の制定が可能
- ・ 埋立て面積による区分が無くなることにより、不適正事業者への迅速な対応が可能（県に依頼することなく、市だけで対応できる）
- ・ 埋立て面積による区分が無くなることにより、指導を一元化できる（県に依頼することなく、市で指導ができる）
- ・ 改良土と称した、基準に満たない改良土の埋立て行為の規制が可能

#### 課題

- ・ 埋立て面積による区分が無くなることにより、相談件数や申請件数、現場確認、不適正事業者への指導件数が増加、更には駆け込み申請の増加などから、人員及び執行体制の整備が必要
- ・ 市だけで不適正事業者（暴力団等）へ対応することになるため、公安関係者等の引き続き継続的な派遣が必要
- ・ 市独自に申請から許可、監視、指導等まで行うことから、経験及び専門知識（土木及び生物化学分野にたけた人材）を有する人材確保が必要
- ・ 改良土（再生砂）の規制による、国が推進する建設発生土の再利用、グリーン購入法の方針とのバランス
- ・ 埋め立て事業者、改良土製造事業者からの反発

10 市内における改良土現場、今後予定されている現場について

改良土による埋め立て場所（実績）					H28. 3. 1現在	
No.	1	2	3	4		
場所	岩戸	行徳	甚兵衛	岩戸		
面積	約10,000㎡	約18,000㎡	約55,000㎡	約4,000㎡		
使用量	約50,000m <sup>3</sup>	約35,000m <sup>3</sup>	約50,000m <sup>3</sup>	約1,500m <sup>3</sup>		
予定工期	H27. 5. 下 ～H28. 12	H27. 7上～ H27. 12. 下 ※H28. 3. 下まで延 長予定	H27. 5. 下 ～H28. 1. 下	H27. 4. 上 ～H27. 8. 上 ※中断中		
跡地用途	障害者福祉農場or 資材置場	太陽光発電	太陽光発電	自動車解体		
使用物	改良土A	改良土A	改良土A	改良土B		
土壌（環境基準）	基準内	基準内	基準内	基準超過 （ふっ素）		
PH	11. 4	11. 7	11. 6	10. 1		
今後予定されている大規模特定事業場（5,000㎡以上）						
No.	5	6	7	8	※情報を得ているもの。	
場所	瀬戸	荒野・竜腹寺	大森	浦部		
面積	約55,000㎡	約40,000㎡	約16,000㎡	約13,500㎡		
工期	未定	未定	未定	未定		
跡地用途	太陽光発電	農地造成 （水田→畑）	農地造成 （水田→畑）	太陽光		
使用物	不明	不明	残土	残土		
No.	9	10	11	12	13	14
場所	萩原	師戸	白幡	山田	山田	武西
面積	約10,000㎡	約50,000㎡	約15,000㎡	約5,000㎡	約33,000㎡	約40,000㎡
工期	未定	未定	未定	未定	未定	未定
跡地用途	資材置場	太陽光	農地造成 （水田→畑）	不明	不明	太陽光発電
使用物	改良土B	改良土A	残土	改良土	改良土	不明

## 11 パブリックコメントについて

現行の残土条例（県・市）では、埋立てに使用する土砂等について、「自然発生土」を対象としていることから、改良土を使用して埋立てを行う場合には、他法令（農地法、森林法等）による規制はありますが、埋立て自体についての規制がなく、各事業者が様々な形で行っています。

しかしながら、改良土は、原料となる汚泥等の出所、添加物、性状等が各社様々であり、一般的には産業廃棄物処理施設において、土壤環境基準や各種法令等の基準をクリアするため、固化剤としてセメントや生石灰等を加える等し、成分調整を行った製品ですが、今年度、印西市内で行われた改良土による埋立て箇所4か所のうち、1か所から土壤環境基準を超えるふっ素が検出され、さらにいずれの改良土もpHが強アルカリ性であったため、地下水（井戸水）を飲用水とする多くの市民等から健康被害を懸念する声、雑草も生えないような強アルカリ性の性状等に対して、農作物や動植物への影響を懸念する声が県、市に届いている状況です。

県条例及び市条例上の「土砂等」の定義は、「自然発生土」を対象としており、この定義に当てはまらない改良土は、条例の盲点を突いた逸脱的行為であり、現在は、改良土による埋立て行為そのものについて、特段何の許可や届出を要しないため、悪質な事業者の参入を早急に食い止める必要があります。

また、県条例は、市町村の特性や意向等を尊重し、県条例の適用除外をすることができるように定めており、これまでに県内54市町村のうち、17市町がこの適用除外を申し出て、その市町独自の規制を行っています。

このため、市内における複雑かつ悪質化する無秩序な埋立て事業等を抑止し、さらに地下水を飲用水とする多くの市民の健康被害の防止と農作物や動植物の生育、生息する安心・安全な土壤の確保、豊かな自然環境や生態系を保全していくため、市条例の全部改正を行うため、パブリックコメントを行います